

法第81条ただし書の規定による許可事務（最低安全高度以下の飛行の許可）

本条は、航空機が最低安全高度以下の高度での飛行（以下本条において「低空飛行」という。）を行う場合の法第81条ただし書の規定による許可事務について規定する。

（1）許可の趣旨

法第81条ただし書に規定する許可は、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を確保するため、離陸又は着陸を行う場合を除いて低空飛行を原則として禁止し、当該飛行が特定の飛行目的を達成するため必要やむを得ないものであり、かつ、飛行高度が緊急の際の不時着陸が安全にできるものであると認め国土交通大臣が許可した場合に限り例外的に禁止を解除しようとする趣旨で設けられているものである。

（2）申請

- a 申請は、低空飛行を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所長（以下本条において「管轄事務所長」という。）に対し、所定の事項を記載した申請書を提出することにより行わせなければならない。なお、申請は様式6-13により行わせることができる。
- b aの規定にかかわらず、回転翼航空機に係る申請であつて、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害及びこれに類する事態に際して緊急に支援活動をする必要がある場合については、電話により申請させることができる。この場合においては、氏名、使用機材、低空飛行の目的、低空飛行を実施する地点又は地域、利用可能な不時着地点等を記録簿（様式6-13-1）に記録するとともに、速やかに申請書を提出させなければならない。
- c a及びbの規定にかかわらず、災害対策基本法第24条第1項に基づく非常災害対策本部が設置された場合、同法第28条の2第1項に基づく緊急災害対策本部が設置された場合その他航空局長が必要と認めた場合については、別に定める災害時に救援活動を行う航空機に係る許可手続等に関する処理要領（平成23年10月20日付、国空航第305号）に従うものとする。この場合であっても、必要事項をbに定める記録簿に記録するとともに、後日申請書を提出させなければならない。
- d aからcまでの規定にかかわらず、航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物体を機体の外に装着し、吊り下げ、又は曳航して運送しようとする航空機に係るものは地方航空局長に対し、公海上に係るものは国土交通大臣に対し申請させなければならないものとする。
- e 管轄事務所長又は管轄地方航空局長が複数にわたる場合には、すべての管轄事務所長又は管轄地方航空局長に対し申請させなければならない。
- f aの申請書には、飛行計画の概要として、経路及び高度をできるだけ具体的に記載させるとともに、低空飛行を行おうとする場所（以下本条において「低空飛行実施場所」という。）並びに緊急の際に利用可能な不時着陸地点及び低空飛行実施場所から当該不時着陸地点に至るまでの間における障害物件を図示した書面を添付させなければならない。

（3）許可基準

当該低空飛行が、次に掲げるaからeまでの基準に適合すると認められる場合に限り許可することができるものとする。

- a 当該低空飛行が次に掲げる飛行以外の飛行であること。
 - （a）石油コンビナート地帯上空の飛行
 - （b）原子力関係施設上空の飛行
 - （c）有形重要文化財指定建造物上空の飛行
 - （d）回転翼航空機による人又は家屋の密集地域上空における高度400フィート以下での対気速度毎時30マイル以下の飛行
- b 当該低空飛行が特定の飛行目的を達成するために必要やむを得ないと認められる場合であること（この場合において、農薬剤、融雪剤の散布、送電線監視、撮影、物件投下、搜索救助訓練、地勢

調査等の飛行目的の場合には低空飛行を必要とするときが多いと認められるが、作業方法、特殊機器（カメラ等）の使用等により低空飛行が不要な場合もあるので、総合的に判断するものとする。）。

- c 当該低空飛行の高度が、緊急の際に不時着陸を行わざるを得ない場合に地上又は水上の人又は物件に危険を与えることなく不時着陸できるものであること（この場合、航空機の滑空比（別表参照）、低空飛行実施地点から利用可能な不時着陸地点までの距離、低空飛行実施地点から当該不時着陸地点に至るまでの間における障害物の位置及び高さ、発動機の性能等から高度を総合的に判断するものとする。）。
- d 競馬場、野球場、その他の競技場等において競技等の開催中にこれらの上空で低空飛行を行う場合は、主催者側の承諾を得ていること。
- e 多数の航空機が同一場所で同時に低空飛行を行う場合又は行う可能性が存する場合には、関係操縦士間において各航空機間の間隔、進入、旋回及び離脱の方法等について十分な調整が行われていること。

（４）許可期間

- a 原則として１５日以内とする。
- b aの規定にかかわらず、（３）の許可基準に規定された事項について許可期限内の状況変化が少なくと認められる場合であって、次の要件を全て満足する場合には、３月を限度として包括的に許可することができる。
 - （a）同一の飛行目的により同一地域において低空飛行を行うものであること。
 - （b）飛行前に、申請時から状況の変化がないことを確認することとなっていること。
 - （c）許可期間内であっても申請時から状況の変化があった場合には速やかに報告し、改めて申請を行うこととなっていること。
- c 当該地域において６月以上の低空飛行許可の実績があり、その間安全上の問題が生じていない場合であって、次の要件を全て満足する場合には、６月を限度として包括的に許可することができる。
 - （a）同一の飛行目的により同一地域において低空飛行を行うものであること。
 - （b）飛行前に、申請時から状況の変化がないことを確認することとなっていること。
 - （c）許可期間内であっても申請時から状況の変化があった場合には速やかに報告し、改めて申請を行うこととなっていること。

（５）許可手続

- a 多数の航空機が低空飛行を行う場合の措置
 - （a）多数の航空機が同一場所で同時に低空飛行を行う場合には、あらかじめ関係操縦士間で調整を行わせるものとする。
 - （b）あらかじめ設定された各航空機間の間隔、進入、旋回及び離脱の方法等について、ノータム等により周知を図るものとする。
- b 許可等の処分
 - （a）許可は、申請者に対し許可書（様式６－１４）を交付することにより行うものとする。
 - （b）申請者が最近まで低空飛行を行っていた場所又は申請者以外の者が現に低空飛行を行っている場所に係る許可の申請であって、申請者が遠隔地にいる場合等の事情により申請者に対し飛行前に許可書を交付することが困難である場合は、（a）の規定にかかわらず、許可書の交付前に処分の結果を口頭により伝達することにより行うことができる。
 - （c）口頭による申請を受理した場合は、（a）の規定にかかわらず、口頭により許可又は不許可の処分を行うことができる。ただし、口頭により許可を行う場合においては、速やかに申請者に対し許可書を交付するものとする。なお、口頭による申請を受理した場合は、記録簿（様式６－１３－１）に処分結果を記録することとする。

- (d) 不許可の処分を行う場合は、その旨を申請者に対し示すことにより行うものとする。
- (e) 許可書を交付した後に、申請書の記載内容のうち、航空機の型式、飛行計画の概要及び最低安全高度以下の高度で飛行する理由に変更が生じた場合には、改めて申請書及び変更となった部分に係る添付書類を飛行の前までに、管轄事務所長、管轄地方航空局長又は国土交通大臣に対し提出させ、許可を受けさせること。その他の変更については、当該変更に係る事項を飛行の前までに、管轄事務所長、管轄地方航空局長又は国土交通大臣に通知させること。なお、管轄事務所長又は管轄地方航空局長が複数にわたる場合には、すべての管轄事務所長又は管轄地方航空局長に対し提出させ、又は通知させなければならない。

滑空比概略（飛行機）

項目 機種	脚出し	引込脚	支柱有	滑空比	該当する航空機の型式（注）
単発	○		○	5.5～6.5:1	セスナ式150, 152, 170, 172, 175, 180, 182, 185, 206, 207, ビラタス式PC-6, パイパー式PA-18, デハビランド式DHC-2
"	○			6～7.5:1	ビーチクラフト式23, セスナ式177, パイパー式PA-28, PA-32, PA-38, 富士重工式FA-200
"		○		7～9:1	ビーチクラフト式24, 35, 36, セスナ式210, ムーニー式M20, パイパー式PA-28R, PA-32R, エアロコマンダー式112
双発	○				ブリテンノーマン式BN-2A
"		○		8.5～10:1	パイパー式PA-23, 30, 31, 34, 三菱式MU-2, 富士重工式700, セスナ式310, 337, 340, 402, 404, 411, 421, ビーチクラフト式H18, 50, 56, 58, 60, 65, 90, 95, 99, 200, エアロコマンダー式500, 680, 685

（注）該当する航空機の型式は、当該機の飛行規程により確認すること。

最低安全高度以下の高度での飛行許可申請書

年 月 日

〇〇空港事務所長 〇〇〇〇 殿

氏 名 又 は 名 称 及 住 所 並びに法人の場合は 代 表 者 の 氏 名	
連 絡 先	

航空機が最低安全高度以下の高度で飛行（低空飛行）することについて、航空法第81条ただし書の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

航 空 機	型 式	
	国 籍	
	登 録 記 号	
飛 行 計 画 の 概 要	飛 行 の 目 的	
	日 時	
	経 路 及 び 高 度 (経路及び高度を表示するほか、右に掲げる事項を記載した図面を添付すること)	・ 経路上の飛行高度 ・ 低空飛行を実施する地点又は地域 ・ 利用可能な不時着陸地点及び低空飛行実施場所から当該不時着陸地点に至るまでの間における障害物件並びに人又は家屋の密集の程度
低空飛行をする理由		
操 縦 者	氏 名	
	資 格	定 期 ・ 事 業 用 ・ 自 家 用
同 乗 者	氏 名	
	同 乗 の 目 的	
その他参考となる事項		

記 録 簿

法第 81 条ただし書の許可申請

1. 申請者

所属・氏名		通報者名	
連絡先			

2. 航空機の型式ならびに国籍及び登録記号

--

3. 飛行の日時

日 時	
-----	--

4. 最低安全高度以下の飛行の場所及び高度

--

5. 操縦者の氏名及び資格

--

6. 同乗者の氏名及び同乗の目的

--

7. 目的 災害に対する支援活動

8. その他参考となる事項

--

9. 処 分

月	日	時	分	許 可 番 号	号
許可	不許可	担	当	者	

第 号

許 可 書

殿

年 月 日付け 第 号で申請のあった
最低安全高度以下の高度における飛行は、航空法第 81 条ただし書の規定により、
下記の条件を付して申請のとおり許可する。

記

航空機の安全又は地上若しくは水上の人若しくは物件の安全に影響を及ぼすよ
うな重要な事情の変化があった場合は、許可を取り消し又は新たに条件を付加す
ることがある。

年 月 日

〇〇空港事務所長 〇 〇 〇 〇 印

(注) 申請書に文書番号の記載がある場合に限り、本許可書にもそれを記載するものとする。